

# 初等中等教育段階における効果的な著作権教育のための指導方法等に関する研究

最終更新日：2022年11月1日

学校教育研究ユニット  
教授  
大和 淳

キーワード 著作権 知的財産 情報モラル

研究シーズの説明（私は、このような研究に取り組んでいます。）

GIGAスクール構想による児童生徒1人1台のタブレット端末等の配付を機にICT活用教育は今後急速に進みます。それらの機器や環境を用いて児童生徒による表現・創造・発信などの活動も活発になるでしょう。令和2年度以降のコロナ禍は、ネットワークを活用した教育にいやおうなしに取り組まなければならなくなった一つの背景です。オンライン教育については、折しも平成30年に著作権法が改正され、学校の教育活動に配慮した規定が盛り込まれました。

このように学校現場においては、その法改正による新たな制度を活用してICT活用教育を円滑に進めるとともに、児童生徒に対しても著作権の尊重に関する教育を充実させることが期待されています。

従来、学校教育現場では、著作権に関しては「どうすれば他人の著作物を無断で利用できるか」に相当の関心が集中し、「簡便に許諾を得るにはどうすればよいか」や「児童生徒に何をどう教えればよいか」という研究は、必ずしも十分に行われていませんでした。今後ICT活用教育をより一層充実させるとともに、学校教育全体としてコンプライアンスを徹底していくためには、おそらく前述の法改正だけでは不十分で、新たな発想からの取組が必要になります。

このような背景を踏まえ、著作権者等と教育関係者等による「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」に参加し、円滑な著作物利用のためのルールづくりや著作権の普及啓発のための効果的な方策について研究しています。



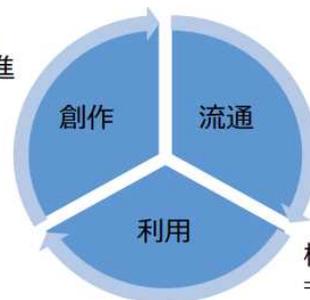
成果の応用可能性（私の活動の成果は、このような分野にこのように貢献することができます。）

学校における著作権教育の中には「教師に対する著作権教育」と「児童生徒に対する著作権教育」があります。

すなわち前者は、基本的な権利の内容のほか、教室における活動の過程で文献や視聴覚資料を活用して指導する際に適用することができる例外規定の解釈等の知識（管理職の場合、コンプライアンスの観点から、これに加えて契約の重要性に関する知識）を身に付けることであり、後者は、文芸・音楽・美術・映像等の創作者の創作活動の尊さ、児童生徒自身もそれと同様の「権利」をもっていること、創作者と利用者との間のコミュニケーションによって作品が流通し、さらに新たな創造活動につながっていくことといった、作者・作品・創造活動を尊重する態度を身に付けることです。

このような著作権教育について学校現場で研修等を行う際、私の研究成果を活用していただけるのではないかと考えます。

権利の保護  
⇒創作の促進



権利の制限  
⇒公正な利用の確保

これまでの連携研究や社会貢献活動の実績

- ・全国の教育委員会・学校・社会教育施設等における情報モラル・著作権教育に関する研修講師 多数
- ・「学校における著作権教育アンケート調査」企画・分析（平成22年度、平成26年度）
- ・「いまさら聞けない著作権教育入門セミナー」パネラー（平成24年度）
- ・「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」委員（令和元年度～）
- ・「著作権セミナー『学校と著作権の向き合い方』」パネラー（令和2年度）